

**ひとり親の方の養育費確保を支援します！！**

**（公正証書などの作成や、保証会社との保証契約締結を支援します）**

養育費は「こどもの権利」です。

養育費を確実に受け取るためには、

☞　父母の間で「強制力のある書面（公正証書など）」を取り交わしておくこと、

☞　未払いが発生した時のために、立替払いなどを受けることができる保証契約を保証会社と

締結することが有効です。

福岡県では、養育費に関する取決めを促すとともに、養育費の継続した履行確保を図るため、

以下の費用について補助金を交付し、ひとり親の方を支援しています。

※県内の町村にお住まいの方が対象です。詳細は、県ホームページにも掲載しています。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/youikuhi-kakuho-kouseishousho.html>

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/youikuhi-kakuho-hoshoukeiyaku.html>

（トップページ > 健康・福祉・子育て > 子ども・青少年 > ひとり親家庭）

（申請方法）

公正証書などを作成または保証契約を締結した日の翌日から６か月以内に、福岡県ひとり親

サポートセンター（詳細裏面・相談もお受けしています）へ、必要書類を郵送または持参してくだ

さい。 **※裏面もご覧ください**

福 岡 県

（福岡県養育費に関する公正証書等作成支援事業・福岡県養育費保証契約締結支援事業）



（申請窓口）



※交付申請書の様式は、県ホームページからダウンロードできます。

**そのほか、養育費の確保を支援するため、県では下記の事業を行っています。**

**養育費相談**

ひとり親サポートセンターの専門相談員が、養育費に関する相談にお答えしています。離婚前の相談も可能です。（センターの連絡先は、上記の表をご覧ください。）

より専門的なアドバイスが必要な場合は、下記の「弁護士による法律相談」をご紹介します。

来所相談が困難な場合は、弁護士に相談できるクーポンを発行します。

（福岡県弁護士会が設置する最寄りの法律相談センター（県内１７か所）で１時間

無料で相談できます。法律相談センター・・・　<https://www.fben.jp/center/> ）

**弁護士による法律相談**

　　 養育費の取り決めや履行確保、遺産相続、金銭の貸借問題などの無料法律相談を行ってい

ます。離婚前の相談も可能です。

**養育費・ひとり親110番（予約不要）**

弁護士による集中電話相談を毎月実施して

います。

日時：①偶数月　第３土曜　10時～13時

②奇数月　第３水曜　12時～15時

電話番号：092-724-2644

※当日のみ利用できる番号です。

**【問い合わせ先】**

福岡県福祉労働部こども未来課

こどもの育ち・ひとり親支援係  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

TEL:092-643-3257

FAX:092-643-3765

Mail:kodomomirai@pref.fukuoka.lg.jp ※または、上記ひとり親サポートセンターへ